

新宮町障害者就労施設等優先調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立促進に資するため、平成30年度に本町が障害者就労施設等からの物品の調達の推進を図るための方針を定めたので、同法第9条第3項の規定に基づき公表する。

2 調達方針の適用範囲

この方針は、新宮町の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる施設等

本方針の対象となる施設は、法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「政令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 政令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

4 調達の推進方法

町は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の提供能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用する。

(5) 町が主催するイベント等については、可能な限り障害者就労施設等に対し、情報の提供及び出店の調整を行う。

(6) 調達方針の推進にあたっては、町内企業や「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センターなどに十分に配慮する。

(7) 町内企業等関係機関に対し、障害者就労施設等が提供する物品等について情報提供を行い、協力をもとめる。

5 調達の目標

年度の調達目標は、前年度の件数及び実績額を上回ることとして、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

【参考】平成29年度の調達実績

200件 21,802,600円

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本調達方針は、町ホームページにより公表する。なお、見直しを行った場合も同様とする。
- (2) 調達実績は、年度の終了後、概要を取りまとめ、町ホームページにより公表する。

7 調達推進体制

この方針に関する担当窓口は、健康福祉課とする。調達方針や目標を設定し庁舎内の調達推進に取り組むものとする。